

- 1** 相手(販売員など)の会社名や訪問の目的を確認すること。



- 2** いらない時はキッパリと断ること。

- 3** 迷ったときは、その場で契約せずに家族などに相談すること。



- 4** 口約束でも契約は成立するので、あいまいな返事はしないこと。



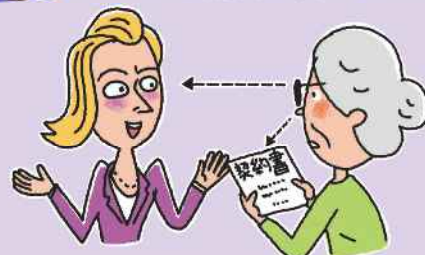
被害にあわないために



- 5** 契約を急がせる事業者には注意すること。



- 6** 事業者の説明と契約書に書かれている内容が違っていないか、よく契約書を確認すること。



- 7** 訪問販売などの場合、契約してもいらないければクーリング・オフ制度を活用すること。



- 8** 「おかしいな!?'と思ったら、すぐに消費者センターに相談すること。



特殊詐欺に気をつけて!

「だまされへん そんなあなたが 狙われる」
特殊詐欺被害の大半は高齢者で、親族や警察官、役所、金融機関、百貨店等を装い、信用させて、現金やキャッシュカードをだまし取る手口が多くなってきています。

詐欺の電話は、あなたをあせらせ、冷静な判断ができないようにします。慌てて行動するのではなく、一旦電話を切り、家族や警察に相談するようにしましょう。

被害にあわないためにも、相手方の電話番号が表示される電話サービスの利用や、在宅中も留守番電話にしておくなどして、知らない人からの電話には出ないようにしましょう。



動画で学ぼう! 消費者トラブル



市民局YouTubeにおいて、悪質な事業者の手口を紹介する動画を配信しています。ぜひご覧ください!



エルちゃんのトラブルバイバイ! ニュース



消費者センターへの相談事例や最新の注意情報などをお伝えする「エルちゃんのトラブルバイバイ! ニュース」(電子ビラ)を、消費者センターホームページに掲載していますのでご覧ください。



【新型コロナウイルス感染症】

消費者として心がけていただきたいこと

消費者センターでは、コロナ禍において、消費者として心がけていただきたいことや、コロナ禍に便乗した悪質商法、勧誘への注意点を消費者センターホームページに掲載していますのでご覧ください。



消費者教育講座等のご案内



▼「地域講座」(事前申込必要)

無料で講師を派遣します。地域での勉強会にご利用ください。

▼「高齢者の見守り講座」(事前申込必要)

無料で講師を派遣します。地域での見守り活動の学習会にご利用ください。

▼啓発展示スペース「くらしのひろばエル」(申込不要)

啓発図書や資料等をご覧いただき、消費者問題を楽しみながら学んでいただけます。

詳しくは、消費者センターホームページをご覧ください。【問い合わせ先: 06-6614-7522】

